

代替教職員の未配置などに関する調査・集計結果と分析

高知県教職員組合

執行委員長 細木 久義

担当 畑山 和則

私たち高知県教職員組合では、2025年（以下、西暦は基本的に下二桁で表記します）4月に、高知県内の35教育委員会（34市町村＋1組合、以下、35地教委）を対象に24年度と25年度冒頭の代替教職員未配置の状況を質問する形で調査しました。また、組合員を通じて学校現場にも同様の調査を行いました。その結果と分析は以下の通りです。

お忙しい中で調査にご協力いただいた35地教委の方々にお礼申し上げるとともに、ここに公表いたします。

2025年6月16日

回答地教委数	28
調査用紙・メールでの回答	20
口頭回答	8

★なお、以下の文章については、次のようにお読みください。

質問文 **筆記体で記載しました。（二重線の枠で囲んでいます。）**

回答等 **ゴシック体にしました。**

分析 明朝体です **＜分析＞**という見出しをつけました。

* この調査結果に対する問い合わせは、下記までお願いします。

高知県教職員組合 副執行委員長 畑山和則

TEL 088-822-4135

FAX 088-823-2355

メール kochikenkyouso@educas.jp

1.2024年度の代替未配置の実態についてお伺いします。

①貴委員会管轄下の学校で、病休や産育休などでの代替未配置（「先生のいない教室」と私たちは呼んでいます）はありましたか。また、その際にどのように対応されましたか。別紙、調査表にご記入ください。

件数 未配置 22件

1週間以内	1件
2週間以内	1件
一ヶ月以内	1件
一ヶ月以上	4件
未配置	15件

★別紙・「資料1 調査集計表」並びに「資料2 学校からの情報」参照

②代替の配置などに関して、ご意見がありましたら、お聞かせ下さい。

ア. 年度途中で講師は見つからない。

イ. 市内の教科担当または小学校教諭（中学校の免許あり）に兼務をかけ、対応したが、兼務の先生方には迷惑を掛けた。また、兼務の場合、各校（二つの中学と一つの小学校）と自校の行事などから、時間割を調整するのが大変で、各校の教務主任の負担が大きかった。

ウ. 充実した教育を目指して、未配置問題を少しでも解決できるように願っています。

エ. 令和6年度は、病休や育休などで欠員が出たところに教頭先生が担任として入る学校があり、委員会としても心配しておりました。講師が県下的に足りない状況は理解しており、その中でも未配置を防ごうと努力されている県教育委員会には感謝しています。

オ. 1件は年度末のため未配置であったが、それ以外は早期に対応して頂いた。

<分析>

上記の地教委調査からは、22件でした。ただ、未回答自治体や回答で「年度末まで継続」の数という限定している自治体もあります。また、「ない」と答えた地教委でも、その地教委管轄の学校からの調査では「あった」という回答もありました。

一方、高知県教組が高知県教委に問い合わせた24年度の未配置の数は、次の通りです。

	1ヶ月以上6ヶ月未満		6ヶ月以上		一ヶ月以上合計	
	校数	件数	校数	件数	校数	件数
小学校	76	95	4	4	80	99
中学校	22	24	1	1	23	25
高校	3	3	0	0	3	3
特別支援	3	3	1	1	4	4
合計	104	125	6	6	110	131

15年度からの資料は次のようになります。

2015～23年度の教員の代替1か月以上未着任について（県教委回答資料より）

年度	校数								
	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小	47	28	25	44	32	29	40	43	60
中	8	4	13	16	19	14	21	20	16
高	8	3	4	2	7	3	1	2	4
特	3	1	4	2	2	2	1	1	2
計	66	36	46	64	60	48	63	66	82
年度	件数								
	15	16	17	18	19	20	21	22	23
小	59	31	28	53	41	37	56	52	87
中	9	4	13	16	21	17	26	23	22
高	8	3	4	3	8	4	1	2	4
特	6	1	5	2	3	2	1	1	2
計	82	39	50	74	73	60	84	78	115

小学校・義務教育学校は181校
1/3にあたる

★2022年度より校数、件数に6ヶ月以上の未着任の数が以下のように含まれています。
22年度は、高校で1校1件、特支で1校1件
23年度は、小学校で3校3件

この資料から、24年度は未配置は過去最多になります。県下に171校ある小学校では約2校に1校で、同じく85校ある中学校では4校に1校以上で一ヶ月以上の未配置が発生していることになります。

こうした未配置に対する対応は、深刻です。

代替未配置への教頭の対応が多くなっています。資料1の22件の内、対応に「教頭」が出てくるのが7件。同じく、資料2の9校13件の報告の中では6件です。今まで行っていた日常の教頭業務に加え、その仕事は軽減されずに、担任業務等が加わっています。

次に、資料2の中に見られる「特別支援学級の担任」が「通常学級の担任」を代替するというケースです。昨年までの調査でも目立ちました。特別支援教育を大事にしていくべきであるとはよく言われますが、こうした特別支援学級の担任替えなどのしわ寄せの対応が学校の実際の施策として現実起こっています。本来は、代替がきちんと配置されるべきです。学校としては様々な事情を考慮した上での校内の未配置対策ですが、やはり問題です。

そして、地教委内の兼務発令をして対応したという回答もありました。これも兼務発令される教員の負担増につながります。

なお、高知県教組も参加する「子どもと教育を守る高知県連絡会（以下、子連）」でも県内地教委の教育長などと教員不足の課題などでキャラバンを行い、懇談してきました。その中でも、地教委の教育長等から出てくるのが、「県教委に言っても、代替は来ない。」「地元で、退職教員をまず探す」というような言葉です。中には、「県教委内部に教員免

許を持った先生が沢山いる。事務仕事ならば、県庁職員でも出来るはず。もっと現場に教員を出してほしい」と言われる教育長もいました。

こうした地教委の声も、県教委としては取り上げて行くべきです。

2. 2025年度当初の現状についてお伺いします。

①配下の学校において、配置されるべき教職員定数から見て、正教職員もしくは期限付きの者が配置されなかった事例はありますか。

ある 0自治体

ない 20自治体

<分析>

25年度の年度当初には、未配置はいなかったと考えていいのかもしれませんが、もっとも年度当初から、配置すべき人が配置できないのは異常事態です。

23年度、一学期中の育休取得予定者に対する「先読み加配」（年度当初から代替を配置する措置）が導入されましたが、結局、取得予定者全員には臨教不足を理由に配置されませんでした。

制度があっても使えないという事態にならないことを願います。

②配下の学校への支援員配置は、どれくらい予定されていますか。

別紙「資料3 支援員配置表」参照

<分析>

支援員は、名称はいろいろですが、授業に関わる場合、補助的な役割で授業を支えるために配置される人です。授業に関わらない場合は、様々な業務を補助的に行ってくれる人です。結局、正規採用の教職員の仕事量が多くなり、それを軽減・支援するために配置されています。こうした補助的な人が配置されないと教職員の仕事はこなしきれないという現実を表しています。

その上で、代表的な名称の支援員について、いくつかの現実をあげます。

一つ、「放課後等学習支援員」。以前は「放課後学習支援員」と呼ばれていましたが、「等」という文字が入るようになってきました。この名称で着任している方は、「放課後」だけではなく、「等」を理由に朝から学校に勤務している方もいます。朝から、学級に入り、遅れがちな子どもや別室で個別に学習するような子どもに寄り添っています。着任の現実から言うと、「等」の方に重きが置かれるような実態です。朝からの授業にこうした補助的な役割を果たす人が必要なほど、教員の業務は大変な状態になっています。

二つ、「特別支援教育支援員」。県費で130名中50名、市町村費で250名中80名が配置されています。

今の「特別支援学級」の学級定数は、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1

年生から３年生までが対象で、１クラス８人が上限で編制されます。だから、発達段階や学年行事など様々な違いのある複数学年の子どもが同時に在籍しているのは当たり前です。

特別支援学級は、知的障害や情緒障害、病弱など障害種別に合わせて認定され、その障害毎に学級編制がされます。同じ障害の認定であれば、多動性の子どももいれば、１対１でじっくり対応しないとうまく自己表現が出来ない子どもも、８人以内であれば同じ１クラスになります。こうした子どもたちを一人の担任が見ることになります。

そこで、補助的・個別的に子どもたちに対応するために、現場のニーズも強く、地教委も努力する中で、多数の「特別支援教育支援員」が配置されています。TTの形で授業を一緒に行い、もしくは取り出しのような形で子どもの教育に携わってくれています。こうした人がいないと、「特別支援教育」は成り立っていないのが現実です。今の「１クラス８人」「複数学年在籍」という学級定数自体があまりにも多すぎるということなのです。

三つ目、「教員業務支援員」。県費で２７名、市町村費でも３２名が配置されています。授業プリントの印刷など、いろいろな仕事をして、「業務」を支えています。教員の長時間過密労働が続いている中で、それを少しでも改善するための配置です。「教員補助」や「ICT支援員」など同様の「業務」支援をしてくれる支援員もいます。

今、これらの支援員は学校現場には必要不可欠です。必要な人員であれば、きちんと教職員として定数化し、その定数で配置された人数でこなし切れる仕事量にすることが理想です。

教職員定数を改善できないのであれば、学校現場を支えてくれている支援員の現実を考えると、この支援員も、定数化することも視野に、現場が求める必要な人員は着任させるようにすべきです。地教委任せでは、地教委の財政力で差があり、子どもたちの教育の質に差が生まれてしまいます。それは避けられなりません。国に要求することも必要でしょう。しかし、それが実現するまでの間は、市町村への財政支援など、県独自の施策を強く求めます。

③24年度と比較して、25年度の教職員の定数配置(特に加配)や、臨時教職員の着任に関して、明らかに減らされた職や加配はありますか。

ある 5自治体

ない 15自治体

*「ある」と答えられた場合、その内容をお聞かせ下さい。

	校種	減らされた職種・名目 例 通級指導 研究	それへの学校への対応 例 地教委による支援員加配
1	A自治体 小学校	専科教員	地教委としての対応は出来ていない。
2	B自治体 小学校	児童支援(統合支援)	時間講師
3	B自治体 中学校	中高一貫教育 24～25年度	2年連続で配置なし。
4	B自治体 小学校	栄養教諭加配	町単独で、資格者雇用(会計年度任用)
5	C自治体 小学校	外国語専科教員	
6	D自治体 小学校	小学校専科 統合加配	対応できていない。
7	D自治体 中学校	児童支援	対応できていない
8	E自治体 小学校	教科担任加配(外国語)	未配置のまま

*このA～Eは、資料3の自治体番号とは一致していません。ご了解ください。

<分析>

この設問③の加配教員というのは、「定数以外に加配する教員」です。その配置をするかどうかは、県教委の判断です。だから、「今年はこの加配は減らしました」と言えば、配置を要望していた学校現場は困ります。

24年度冒頭も、前年度に比べて学級数は同じなのに加配が減らされた実態を学校現場から聞いていたので、今年の調査には項目としてこの設問③を入れました。

「配置がなかったので、専科授業は出来なかった。担任が行っている」「加配がなかったので、地教委にお願いして支援員を入れてもらった」などの現場からの声も届いています。予定・希望していた配置がないことに対して、その現場では仕事を配置されている人員で分担し合い、過重負担につながっています。

④教職員定数や代替の配置について、何かご意見がありましたら、お聞かせ下さい。

ア．今後、子どもたち一人一人が充実した教育を出来るような配置を目指して頂ければ幸いです。

イ．現在、国で学習指導要領改正の議論が進んでおり、加えて教職員のウェルビーイングについても提唱されている。特に、小学校における授業の持ちコマ数の軽減、標準授業時数の見直しなど、期待するところはあるが、国が進める教育施策改正に高知県として高知県の将来を担う子どもたちのために人材確保、予算措置も含めしっかり対応して頂きたい。

ウ．年度途中の産休・育休（男性を含む）、病休代替講師確保が難しい。

エ．加配教員（加配定数）が配置される環境・体制を望む。

<分析>

昨年度も、こうした調査を行い、以下の四つの提言（要旨）を行いました。代替未配置への対応、教職員の仕事の軽減等が内容です。

<提言・その１>

誰かが休み始めたら、その分掌が他の人に回って、次々に休み始める「病休ドミノ」とさえ言われる状況にもなりつつある学校現場を改善するために、次の事を要望します。

- ①代替は、きちんと期限付きで配置すべきです。
- ②産休代替は、引き継ぎ期間も含めて「その予定日」から着任させるべきです。
- ③そうした人員を確保するために、高知県独自の臨教確保策を打ち出すべきです。
- ④60才以上の人たちに教職を続けてもらうように、高知県独自の待遇改善を実現すべきです。「同じ仕事をしているのに、なぜ給与が下げられるのか」という疑問と不満を解消して、「それならばもう少し頑張ってみよう」と思える改善を。

<提言・その２>

- ・在校等時間を減らすためには、～人を増やす、仕事を減らすなど、具体策が必要です。

<提言・その３>

- ・長時間過密労働の実態を改善したり、多様な子どもたち一人一人に寄り添う教育を進めていくためには、つまり今の学校現場の課題を解決するためには、地教委の努力ではすでに限界であると考えられます。～県教委としての責任ある対応が必要です。
- ・こうした課題を解決し、県全体の教職員働き方改革を進めるために、地教委代表や現場代表、教職員組合も参加する検討委員会を設け、全県的な議論を公開しながら行うことを求めます。

<提言・その４>

- ・一人一人の持ち時数の上限を高知県独自で定め、そのための教職員定数加配を実現することを求めます。
- ・毎月（例えば１日時点）、未着任の現状（件数）を公表し、県民全体にも情報提供する中で、改善に向けた協力を得られるような努力をすべきです。

昨年度１１月に発表した調査結果と提言は、教育委員会にも、（広報広聴課を通して）知事にも届けました。しかし、昨年度提起した上記の内容について、県教委が具体的に踏み出している対策はないと私たちは判断します。

国のレベルでは、現在４％支給の教職調整額を２５年度は５％に、最終的には１０％に引き上げる「給特法改正」が審議されています（６月７日現在）。担任手当（１日２００円程度？）を支給するなどの内容もあります。しかし、その財源には特別支援学級の担任に支給されている手当を削減する予定であるなど、人によってはかえって給与が下がる可能性もあります。何より、特別支援教育の負担を軽視しています。

また、残業手当を出さないために、長時間労働の抑制になるとは思えません。「時間外在校等時間を月３０時間以内」と目標は掲げられていますが、長時間労働を減らすための具体策は、ありません。かえって「給与を改善したのだから、今まで以上に働け」と強要されることにもつながりかねません。私たちは、この案では対策にもなっていないと思います。国の根本的な政策転換を求めます。

また当面、高知県が、課題解決のために独自策を行うべきです。上記４点を再度繰り返し、強く実現を求めます。高知県の教職員が元気に働き続けることが出来るために、そして教えられる子どもたちが行き届いた教育を受けることができるようになるために。

以上